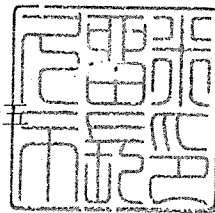


久留米市公告第 274 号

令和 6 年度自動車騒音常時監視調査業務について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び久留米市契約事務規則（昭和 50 年久留米市規則第 9 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 6 年 11 月 29 日

久留米市長 原口 新五



1 入札に付する事項

- (1) 業務名：令和 6 年度自動車騒音常時監視調査業務
- (2) 履行場所：久留米市内
- (3) 業務内容：別紙「令和 6 年度自動車騒音常時監視調査業務仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (5) 予定価格及び入札書比較価格：予定価格 972,400 円（税込）
入札書比較価格 884,000 円（税抜）
- (6) 最低制限価格：無
- (7) 支払条件：完了後一括払い

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札参加資格確認申請書の提出締切日において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成 6 年久留米市庁達第 6 号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
 - ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
 - イ アを除く福岡県内 県税
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条の規定に基づく、音圧レベルの計量証明の事業の登録を受けた事業所を持つ者であること。

3 契約条項を示す場所

1 1 事務局

4 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、以下の（１）に掲げる提出書類を持参又は郵送にて提出すること。

ただし、本市の入札参加資格有資格者名簿登載者については、イ～オの提出書類は提出しなくてよいものとする。また、ウ、エは提出締切日から遡って３か月以内に発行されたものに限る。

郵送の場合、一般書留又は簡易書留のいずれかで送付すること。

（１）提出書類

ア 入札参加資格確認申請書（様式第１号）

イ 役員等調書及び照会承諾書（様式第２号）

ウ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書の写し）

エ 次に掲げる、入札参加者の所在区分及び法人・個人別の納税等証明書

所在区分			税区分	納税等証明書	
			税目	法人	個人
	市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税証明書その３の３）	国税に未納がない証明（納税証明書その３の２）
		福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
	市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
		久留米国保	国民健康保険	—	明

オ 使用印鑑届（様式第３号）

カ 計量証明事業登録証の写し

（２）提出期限

令和６年１２月５日（木）必着

（３）提出先（宛先）

1 1 事務局

（４）入札参加資格確認通知

入札参加資格確認申請書を提出した者には、資格審査を行った後、入札参加資格の有無を次により通知する。

① 通知方法 郵送

② 通知時期 令和６年１２月９日（月）頃発送

5 入札方法

入札参加資格確認通知で入札参加資格が有るとされた者のみ、以下のとおり郵送により入札に参加すること。（入札参加資格なしとされた者及び期限までに4（1）の提出書類を提出しなかった者は、入札に参加できない。）

（1）提出書類

入札書（様式第4号）

（2）提出期限

令和6年12月17日（火）必着

（3）提出先（宛先）

11 事務局

（4）郵送方法

① 封筒表面に、「入札書在中」と朱書きして、業務名及び宛先を記入し、裏面に、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。

② 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

（5）入札に関する注意事項

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

6 開札

（1）日時：令和6年12月18日（水）14時

（2）場所：久留米市環境部庁舎 大会議室

（3）立会：入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係のない市の職員を立ち合わせるものとする。

（4）落札者の決定方法

予定価格以下（かつ最低制限価格以上）の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

（5）落札結果の通知

開札後、落札者に通知するとともに、市ホームページで公表する。

（6）入札辞退

入札参加資格確認申請書を提出後に、入札を辞退する者は、入札執行前までに辞退届（様式第5号）を提出しなければならない。

7 入札保証金及び契約保証金に関する事項

（1）入札保証金

入札参加資格確認通知で入札参加資格を有するとされた者は、入札前までに、入札

を予定する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（平成11年久留米市規則第8号。以下「会計規則」という。）第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第7条に該当する場合は、減免する。

入札保証金の減免及び納付方法については、入札参加資格確認通知において通知する。

入札保証金は入札終了後に還付する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

（2）契約保証金

落札者は、契約までに、契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。この場合は、該当することを確認するための書類の提出を求めることがある。

8 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき
- イ 入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき
- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

9 その他入札に関し必要な事項

（1）質問の受付期間及び受付場所

- ① 受付期間：公告日から令和6年12月9日（月）
- ② 受付場所：11 事務局
- ③ 質問の提出方法：
質問書（様式第6号）を FAX 又は E メールにより提出し、電話にて着信を確認すること。（受付時間15時まで）電話での質問は受け付けない。
- ③ 質問に対する回答：
令和6年12月11日（水）までに E メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

（2）契約締結日

落札した者は、令和6年12月24日（火）までに契約締結の手続きを行うこと。

1 0 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登録されている者は、この限りでない。

1 1 問い合わせ先（事務局）

久留米市 環境部 環境保全課（担当：大石、小川）

住所：福岡県久留米市荘島町 3 7 5 番地

電話：0 9 4 2－3 0－9 0 4 3

FAX：0 9 4 2－3 0－9 7 1 5

E メール：kanhozen@city.kurume.lg.jp